

業務指示書

ブータン国災害対策強化に向けた通信BCP策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年9月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年9月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：通信分野における災害対策(BCP等)策定業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／通信）】

- 1) 類似業務の経験：通信に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 BCP/災害対策】

- 1) 類似業務の経験：BCP策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年9月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BTN1 = 1.620990 円, US\$1 = 111.049 円, EUR1 = 129.769 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 9月21日(金) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／通信
BCP/災害対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

24.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年10月5日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ブータン国災害対策強化に向けた通信BCP策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(50.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	23.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22.00	
(3) 要員計画等の妥当性	5.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(27.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/通信	(22.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(9.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： BCP/災害対策	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ブータン国は国土のおよそ半分が標高 3,000m 以上の急峻な地形にあり、各地域同士のアクセスが悪いため、孤立している地域が多い。また地震、氷河湖決壊洪水、土砂災害等の自然災害が頻発しており、災害時も含めた確実に安定的な通信手段の確保が必要不可欠となっている。

ブータンでは、携帯電話の普及率は固定電話の 3.4%を大きく上回る 84.3%となっており（2014 年時点）、市民の情報伝達の主要な手段となっている（出典：「Annual Info-Comm and Transport Statistical Bulletin 6th edition」ブータン情報通信省、2016 年）。しかしながら、携帯電話の通信システム（移動体通信ネットワーク）の冗長化は未進捗であり、また、国営の通信会社であるブータンテレコム (BTL) では、災害対応マニュアルの整備や職員訓練などの対応策も策定されていないことから、災害等の緊急事態における携帯電話の通信の脆弱性が課題となっている。2015 年 4 月に発生した隣国ネパールでの大地震の際には、ブータン国内で回線輻輳が発生し、携帯電話での通話が断絶されたことから、都市部を中心に大きな混乱を来した。

これに対し、通信システムの冗長化に関しては、我が国は現在無償資金協力「災害用緊急時移動通信網整備計画」を実施中であり、これにより首都ティンプーに加え、プムタン県ジャカル市に新たなコア設備が追加整備される予定である。

ブータン政府は、上記無償資金協力によるハード面の整備に加え、ソフト面の対応能力を強化するため、我が国に対して事業継続計画 (Business Continuity Plan : BCP) 策定の支援にかかる技術協力を要請した。同要請を受け、JICA は 2017 年 11 月に詳細計画策定調査を実施し、協力の枠組みについて協議、その合意内容を協議議事録 (R/D) として署名し、「災害対策強化に向けた通信 BCP 策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施することとなった。

我が国の対ブータン国別開発協力方針（2015 年 5 月策定）においては、「脆弱性の軽減」を重点分野と位置づけている。また、対ブータン JICA 国別分析ペーパー（2013 年 3 月）においては「脆弱性の軽減のための支援」が重点課題であると分析しており、本プロジェクトはこれら方針、分析に合致する。我が国はこれまで BTL に対して、上述の他、無償資金協力「国内通信網整備計画」（I～III 期、計 38.42 億円）、技術協力プロジェクト「電気通信技術 (光ファイバー) に係る能力強化プロジェクト」（2014 年 4 月～2017 年 3 月）等の協力実績がある。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

災害対策強化に向けた通信 BCP 策定プロジェクト

(2) 上位目標

ブータンテレコム (BTL) がテレコムセクターのみならず、ブータン全体における BCP 策定のロールモデルとなる

(3) プロジェクト目標

目標：BTL の BCP が機能している

指標：BCP が BTL の事業計画の一部として承認され、実施されている

(4) 期待される成果

- 成果 1. BTL の BCP が作成される
- 成果 2. BTL の BCP マニュアルが作成される
- 成果 3. BTL において BCP が業務要素として定着する

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

- 1-1. ブータンにおける最新の状況を把握し、リスク分析を行うための総合分析作業を行う
- 1-2. 災害対応策における優先順位付けを行う
- 1-3. BTL の BCP を文書化する

【成果 2 に係る活動】

- 2-1. BCP 実施に関する BCP マニュアルを作成する

【成果 3 に係る活動】

- 3-1. 実施訓練を含む BTL の BCP を実行する
- 3-2. BTL 社員に対し BCP に関する教育を行う
- 3-3. BCP を事業計画に組み込む

(6) 対象地域

主に首都ティンブー及びブムタン県ジャカール

(7) 関係官庁・機関

- ・カウンターパート：ブータンテレコム (Bhutan Telecom: BTL)
- ・ Joint Coordination Committee (JCC) に参加予定の機関：
 - 内務文化省 (Ministry of Home and Cultures) の部局である災害対策局 (Department of Disaster Management: DDM) が災害対策監督官庁としてプロジェクトに協力する。
 - 情報通信省 (Ministry of Information Communications; MIC) が通信セクターの規制・政策官庁としてプロジェクトに協力する。
 - GNH 委員会 (Gross National happiness Commission: GNHC) が開発協力窓口機関としてプロジェクトに協力する。

(8) プロジェクト実施期間

2018 年 11 月から 2020 年 5 月を予定。

3. 業務の目的

「災害対策強化に向けた通信 BCP 策定プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2017 年 12 月に BTL と締結した R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、随時 C/P と十分な協議を行い活動計画 (Plan of Operation (PO)) の必要な見直しを行うこと。

また、プロジェクトの枠組み (Project Design Matrix (PDM) 等) の見直しが求められる場合には、適時 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(2) 人工知能 (AI) の活用

現在、C/P 及び JICA において、本プロジェクトの中で、携帯電話通信から通信トラフィックやその遮断状況に関するデータを収集し、これを人工知能 (AI) 上で機械学習させることにより、BCP を更新する際の Plan Do Check Action (PDCA) を効率化することを検討している。

現時点では、本コンサルタントと C/P が BCP マニュアルを作成し、マニュアルに沿った実施訓練 (ドリル) を一度行ったタイミングで、JICA と C/P で無償乃至は安価に活用できる AI 技術を特定した上で、AI 活用指導の短期専門家を JICA が本コンサルタントとは別に派遣、BCP へのフィードバックアーキテクチャーを設計・実施することを想定している。コンサルタントは、AI 活用に関する C/P 側のニーズがあることを踏まえて全体計画等を作成することとし、また、同短期専門家の役割、投入時期及び連携方法についてプロポーザルにて提案すること。

(3) プロジェクト実施体制

プロジェクト実施に関する全体の責任を負う Project Director には BTL の Chief Executive Officer (CEO) が、日常的な実務を統括する Project Manager には BTL の Director for the Technical Department of Bhutan Telecom が務める。

日本側は、本契約によるコンサルタント (及び JICA が別途派遣する AI 専門家) がプロジェクトチームの一員として C/P と協働してプロジェクト実施の一翼を担う。

(4) ブータンの実情に即した BCP の策定

本プロジェクトを通じて支援する BCP は、ブータン初の BCP となる予定である。わが国が国際標準も踏まえつつ BCP を規格化した現状と異なり、ブータンにおいては、BCP に対する基本概念の議論など極めて基本的な部分から丁寧に行ってゆく必要がある。また日本とブータンでは人口動態が異なるほか (ブータンの人口は約 80 万人)、社会構造や政府の規模、体制、インフラ整備状況も異なる。上記を踏まえ、日本における BCP をそのまま移転するのではなく、関連の各省庁及び民間企業を巻き込みなが

ら、ブータンの実情に即した BCP 策定を支援する必要がある。特に、現状把握、リスク分析、重要要素の抽出においては、日本とは異なる事情が多いことが予測されるため、この点に留意すること。

(5) カウンターパートのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、BCPの策定やBCPマニュアルの作成を支援するのみならず、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの意識を高め、BCPを定着させ継続して見直される体制を構築するかが重要である。

コンサルタントは、ブータン側の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、協働作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用できるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

(6) BCP への意識の向上と定着

成果3に係る活動においては、作成された BCP に基づき 2 度の訓練を実施し、訓練の結果から必要な修正を図るという PDCA サイクルを通じて、BTL による BCP への意識向上を図ることとする。コンサルタントは全体計画の作成時に当認識を C/P と改めて共有する。

(7) BCP 訓練の実施と継続

プロジェクト終了後は BTL が独力で BCP 訓練を実施し PDCA のプロセスを継続していくことが求められるため、初回の訓練についてはコンサルタントが支援を行うが、2 回目の訓練の実施ではコンサルタントによる支援は最低限にとどめ、結果のレビューや助言を中心に行うことを想定している。

(8) 無償資金協力「災害用緊急時移動通信網整備計画」との連携

無償資金協力「災害用緊急時移動通信網整備計画」による機材（携帯電話通信用第二コアシステム）引渡しは 2019 年 5 月頃を予定している。コンサルタントは、同無償資金協力の実施スケジュールや設計方針を考慮し、プロジェクトの全体計画を検討する。

(9) 他援助機関との調整

同国情報通信省に対しては、2012 年に国際電気通信連合がブロードバンド政策アドバイザーを、また、同年に世界銀行が通信政策アドバイザーを派遣した。また、両機関はブータンコンピュータ事故対応チーム設立に必要な機器購入のための資金を提供している。コンサルタントは、これら他援助機関の活動を把握し、必要な場合は調整を行うこと。

6. 業務の内容

本契約による業務内容は以下を想定している。上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえながら本プロジェクトの成果達成に向けた活動を実施する。業務の方法や活動の詳細についてはプロポーザルにて提案すること。その際、必要な人員配置や必要機材、経費についても見積もること。

<プロジェクト全体に係る活動>

(1) 全体計画の作成・見直し

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果報告等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の全体計画（英文）を作成する。右計画は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況に応じて随時 C/P と十分な協議を行い、必要に応じて見直すこと。なお、全体計画の作成及び見直しに際しては、5. (2) に記載の AI 活用に関する検討・進捗状況も考慮すること。

(2) 合同調整委員会 (Joint Coordination Committee; JCC) の開催

本プロジェクト期間中、プロジェクトの進捗管理を行うため、プロジェクトチーム主催による JCC を開催する。JCC には、DDM、MIC、GNHC に加え、JICA ブータン事務所他が参加する見込みである。JCC は、プロジェクト期間内に 3 度実施することを想定しており、タイミングは 1) 成果 1 に関する活動「ブータンにおける最新の状況を把握し、リスク分析を行うための総合分析作業を行う」の完了後、2) 成果 3 「実施訓練を含む BTL の BCP を実行する」のうち 1 度目の実施訓練（ドリル）後及び 3) プロジェクト終了時を想定しているが、全体計画作成・見直しと合わせて JCC 開催のタイミングも検討すること。

なお、上位目標（「ブータンテレコム (BTL) がテレコムセクターのみならず、ブータン全体における BCP 策定のロールモデルとなる」）を踏まえると、本プロジェクトの成果や、策定過程の PDCA プロセスを関係機関と共有しながらフィードバックを受けることは重要であり、JCC の機会に限らず全体計画作成やその実施に際して、関係機関からの意見聴取を積極的に行う。

(3) モニタリングシートの作成

C/P と共同でモニタリングシートを作成する。モニタリングシートは、JCC のタイミングと合わせ作成することを想定している。

(4) 事業完了報告書の作成

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は日本語及び英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料「Contents of the Project Completion Report」を参照すること。本報告書における報告内容は、JICA が事前に確認・承諾したものを、JCC においてブータン側からも承認を受けることとする。

なお、本報告書と上記モニタリングシートの導入に伴い、従来の終了時評価調査は実施しない予定である。

(5) 広報活動

本プロジェクトの結果作成される BCP はブータン国内で初の BCP となる予定であり、上位目標として「BTL がテレコムセクターのみならず、ブータン全体における BCP 策定のロールモデルとなる」ことを掲げている。この点を踏まえ、BCP 訓練実施前後もしくはプロジェクト終了前のタイミングで、本プロジェクトの意義、成果、活動内容がブータンに広く周知されるよう、広報活動の実施の支援を行うこと。広報活動自体は C/P が主体となって行うが、コンサルタントは、広報手段の提案、会議やセミナーでの発表資料の作成、WEB コンテンツ等の作成を支援することを想定している。また BCP にはセキュリティ上重要な情報も含まれるため、広報活動の際にはその点に留意

すること。

<成果1に係る活動>

(6) BCPに関する基本概念の整理、およびブータンにおける最新状況の把握・分析支援

ブータンにおけるBCPに対する基本概念をC/Pと議論・整理したうえで、BCP策定に必要な範囲で、BTLに関する基本状況(例:通信設備、設備の耐災性、通信状況、保守体制等)及び本件に関する周辺状況(利用者分布、災害情報等)について、C/Pと共同で既存情報を整理する。今後BCPを定期的に更新することを踏まえた上で、現時点で必要不可欠な情報が不足している場合は調査を行う。調査項目や方法については、C/Pと協議の上決定すること。

(7) 事業活動における重要要素の抽出

把握した最新状況も踏まえ、BTLが事業活動を継続するにあたっての重要な要素(重要な箇所、設備、業務等)について、C/Pと協議し抽出する。

(8) リスク分析・影響度評価

把握した最新状況も踏まえ、BTLがブータンにおいて想定されるリスクとなる事象(災害等)を抽出し、またそれぞれの事象について、各要素(事務所、設備・機材、必要物資の調達、要員、顧客等)に対する被害想定を行う。コンサルタントは、BTLによって挙げられた想定リスクの確認後、影響度評価についての支援を行い、C/Pと協議の上、事業活動継続に影響を及ぼす影響度の高いリスクを特定する。

(9) 想定リスクへの対応策の検討

上記によって挙げられたリスクについて、リスクを低減し、早期に業務復旧をするための対策をC/Pとともに検討する。また、リスクの影響度に応じて、C/Pと協議の上、講じるべきリスク対策の優先順位付けを行う。

(10) BCPの策定支援

上記分析を優先業務、想定リスクとそれに対する対策をもとに、BCP策定の支援を行う。本プロジェクトで策定されるBCPには、BCPの方針、目標復旧時間、想定する緊急事態、優先業務、安否確認体制、平常時の備え(必要な設備の整備計画、訓練の計画等)等についての基本情報が含まれるものとする。具体的な通信ネットワークの復旧作業、各部門の職員の行動計画等については、成果2のBCPマニュアルにて規定される。

<成果2に係る活動>

(11) BCPの周知

BCP策定後、C/Pは策定したBCPを説明会や定例の集会等を通じてBTL社員に周知するが、コンサルタントはその支援を行う。また周知の際には、各部門での具体的な行動計画を取りまとめたBCPマニュアルを作成する必要性についての説明も併せて行われるように留意する。

(12) 緊急事態への対応方法の検討

想定する緊急事態に対して、各部門・拠点で必要となる対応や行動計画について BTL と協議し、検討する。検討後、BCP マニュアル作成の方針を C/P が決定できるようにする。

(13) BCP マニュアルの作成支援

BCP マニュアル作成方針の決定後に各部門で作成された BCP マニュアルの内容を確認し、必要な場合は修正の提案を行う。

<成果3に係る活動>

(14) BCP に関する教育

成果2により周知された BCP に関し、訓練実施前の段階で、BTL 社員を対象とした教育的セミナーを実施する。必要に応じて、理解度を確認する簡易なテストなどを行うことも C/P と適宜協議する。

(15) BCP 訓練の計画

実際に緊急事態が発生したことを想定した、BCP 訓練の計画について、C/P の検討や決定を支援する。訓練については本プロジェクト中で2回実施することを想定している。

(16) BCP 訓練の実施支援

計画した BCP 訓練について、BTL 社員に周知したうえで C/P が訓練を実施し、コンサルタントはその支援を行う。

(17) BCP 訓練の評価と見直し

実施した BCP 訓練の評価を BTL と協働で行い、評価の結果、BCP、BCP マニュアル、訓練計画に見直しの必要がある場合には、見直しの提案を行う。また BTL に対し、BCP は定期的に見直しや更新をすることが肝要であることを伝え、定期的な見直しのルール化を行う。

(18) BCP の事業計画への組み込み

BCP が緊急事態への準備に活用されるべく BTL の事業計画の一部として承認されるよう支援を行う。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文 CD-R : 2 枚
モニタリングシート . ver1	業務開始から約 4 ヶ月後	英文 CD-R : 5 枚

モニタリングシート . ver2	業務開始から約 13 ヶ月後	英文 CD-R : 5 枚
事業完了報告書 (Project Completion Report)	業務開始から約 18 ヶ月後	和文 : 3 部 英文 : 3 部 和文 CD-R : 5 枚 英文 CD-R : 5 枚

注 1. 「業務計画書」は、共通仕様書第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 3. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目は規定フォーマットに従ったものとする。内容については JICA とコンサルタントで協議、確認する。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画（安全管理の観点で具体的人員配置を含む）、当面の課題

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画（案）

本業務については、2018年11月の業務開始から2020年5月のプロジェクト終了期間までの19ヶ月間を一括の複数年度業務実施契約にて実施する。2018年11月から業務を開始し、2019年2月末を目途にモニタリングシート Ver.1を提出する。その後、9か月後にモニタリングシート Ver.2を提出、2020年4月までに事業完了報告書を作成し提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体）約31.00M/M

（2）業務従事者の構成（案）

ア 総括/通信（2号）

イ BCP/災害対策（3号）

ウ リスク分析

エ ネットワークオペレーション/保守

※なお、業務調整は、業務従事者のうちの何れかの従事者がこれを行うものとする。

業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 対象国の便宜供与

（1）カウンターパートの配置

（2）事務所スペース（BTL 本社内）、机椅子、コピー機、インターネット及び光熱水費の提供

（3）必要なデータの提供

（4）関係機関とのミーティングのアレンジ

4. 参考資料／貸与資料

（1）参考資料

下記資料がWEBにて閲覧可能。

・無償資金協力「災害用緊急時移動通信網整備計画」に関する準備調査報告書（先行公開版）

（ <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12301438.pdf> ）

※なお、本件は閣議のタイミングで案件名が変更になったが、調査報告書の名称としては、旧名の「緊急時通信体制整備計画」を使用している。

・ブータン国 電気通信技術（光ファイバー）に係る能力強化プロジェクト事業完了報

告書 和文要約

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030265.html>)

・ Project completion report on the project for optical fiber techniques in telecommunications engineering

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030266.html>)

(2) 貸与資料

以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第 2 チーム (Tel:03-5226-8104) にて貸与可能。また、プロポーザル作成後に返却すること。

- ・ Record of Discussion (R/D)
- ・ 要請書
- ・ 詳細計画策定調査報告その 1 及びその 2

5. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上